

私から見る憲法

憲法会議担当常任理事

全 国 人 権 連 吉村 駿一

弁 護 士

1. 憲法は制定後、最大の攻撃にさらされています。私は全国人権連として、憲法会議に地元群馬から参加しています。

岸田内閣は「専守防衛」の立場を捨てて、敵基地攻撃能力の保有とそれに伴う防衛費のGDP 2%の大軍拡、増税方針を閣議決定しました。そして、日米首脳会談でバイデンに報告して歓迎されました。国是といえる「専守防衛」の立場は、戦後一貫して、内閣法制局が憲法9

条の下でギリギリの解釈改憲で持ちこたえたものです。

2014年安倍内閣は法制局長官まで替えて強引に集団的自衛権行使を容認する閣議決定をし、更に2015年、戦争法（安保法制）を強行した末、敵基地攻撃能力の保有を認めることを置きみやげに退陣し、嘗と、岸田内閣が忠実に後継しました。国会、国民に諮らず閣議だけで決定するという民主主義に反する手法が大手

を振っている様は日本型ファシズムの亜流又は崩芽といえます。

岸田内閣の悪政は、憲法の存在そのものを無視するものです。憲法を改正しなくとも軍事大国を目指せるなど、憲法をないがしるにする度を超す暴走であり、まさにタガが外れた状態です。安保法制に反対する立憲主義を守る市民と野党の共同が、早急に国民的大運動として再構築されなければなりません。

憲法会議は憲法改悪阻止で結集した組織として、政府の行為によって再び戦争の惨禍を蒙ることのないように地域で憲法学習を広範に進める必要があります。

現憲法は侵略戦争と被爆体験から、再び戦争のない国づくりの最高規範として制定されました。前文にそのために国民主権と国際協調と平和的生存権が明記され、1条から103条までのすべての条文で、戦争せず、戦争のできない国を用意周到に構成されています。象徴天皇制も、国政に関与しない存在として平和主義と矛盾せずに定められ、基本的人権を尊重し、国会を国権の最高機関として議院内閣制をとり、裁判所に違憲立法審査権を与えて、憲法違反の行政、立法をコントロールします。地方自治を認めて、戦前、国の戦争政策に従属して、徴兵、徴用の手尾となったことから、地方に国と対等

の自治権を保障しました。国の悪政、特に戦争政策に反対する自治を与えています。地方自治は憲法9条とともに、平和のための制度的保障といえます。欧米では地方自治は民主主義の母と評されますが、我が国では平和の砦の役割があります。

2. 私は全国人権連(全国地域人権運動総連合)から憲法会議に参加しています。人権連は我が国の封建制身分差別が明治維新で四民平等が宣言されてもお、居住、結婚、職業、教育などで社会的に逆境におかれた住民が部落解放に自主的に決起して、1922年3月3日、京都で水平社宣言を發しました。部落住民の人権宣言といわれ、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と、自由民権運動や大正デモクラシーを背景に解放運動が始まりました。天皇制下で国民の自由が抑圧されるもとも差別をなくす運動がとりくまれました。

憲法は、97条で、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。人間の自由、平等、尊厳を求めた部落解放運動はその一

環でした。

憲法は14条で法の下の平等を基本的人権として保障しました。そのため戦後は、解放運動は憲法を守り、活かす運動となり、人権と民主主義の課題となり、行政は同和対策特別措置法を1969年から2002年まで33年間にわたり実施して、環境を整備して実体的格差を改善しました。その間、行政施策の受給のために一部運動団体への窓口一本化や暴力的差別糾弾などで運動が分裂しました。

私たちは部落民以外は差別者とする部落排斥主義を批判し、運動の正常化と全国部落解放運動総連合(全解連)、そして人権連へ発展し、社会問題としての部落問題は解決の段階に達したと認識しており、この到達に至るプロセスと教訓を幅広く普及する必要をアピールしています。この水平社宣言から100周年は2022年3月3日でしたが、コロナのために延期されて、2023年1月14日京都で記念集會が開催され、記念アピールが採択されました。

その要旨は、「そこでは、宣言から100年を経て、生活環境や労働、教育での周辺地域との格差の解消が進み、結婚や居住を含む自由な社会的交流の進展が地域社会でみられるなど、差別的言動を受け入れない市民道徳の形成が進んで

きて、社会問題としての部落問題は、最終的解決を見通せる段階に達しています。

こうして部落差別を許容しない今日の民主主義社会を築いてきたのです。これは国際的にも誇りうる市民的経験です。今日、部落問題が人権と民主主義に関わる中心問題ではなくなりましたが、貧困や格差、ジェンダー問題、LGBTQや在日外国人の人権保障問題、年齢、特定の能力や障害、思想などによって人を差別し排除する問題があります。他方、これをただそうとする動きも広がっており、個を大切に、多様性を認めよう良識が市民の間に定着しています。気候変動から地球環境を守る運動が若い世代から起こっていることは大きな希望です。全国水平社創立100周年を機に、すべての人の人権が尊重され、民主主義が根付いた、平和な社会の実現を目指し、地域から新たな連帯の輪を広げられることを呼びかけます」と

3. 憲法の国際協調主義

岸田内閣はプーチンのウクライナ侵略を理由に対中国敵視政策をとり、抑止力強化のために安保条約5条の米国との共同防衛策として、南西諸島へのミサイル配備をすすめています。

昨年12月、私たちAALA群馬は奄美大島のミサイル基地を視察しました。山中に自衛隊高射砲部隊が新設されています。奄美大島は米軍占領が終了したあと米軍も自衛隊もない平和な島でしたが、ミサイル防衛基地とされました。このままでは相手国からの攻撃の矢面に立たされますが、島には緊迫感が感じられませんでした。こうして今、富古島や石垣島、与那国島までミサイル基地が配置されようとしています。つい最近、米国のシンクタンクは台湾問題で紛争が始まると沖縄と南西諸島でミサイル基地への中国の攻撃があり、戦争被害が発生するという物騒な報道がありました。

これを沖縄の人々はどう受け止めたのでしょうか。太平洋戦争の唯一の国内地上戦の捨て石となり甚大な被害を蒙った沖縄の住民が、再び日本政府の戦争政策の犠牲となることは断じて容認できないし、本土の基地や原発も攻撃の危険があります。一つの中国の内政である台湾が日米両国に死活的な影響を与えることはありませんし、中国への内政干渉にすぎないと思います。台湾問題が日本の存続危機事態になり、集団的自衛権が発動されるなど論外の論理と思います。私たちAALAは軍事同盟をもたないとする非同盟運動に、1955年バンドン会議以降、オプザーバー参加しています。

東南アジアの10ヶ国は紛争の平和的解決を求め、アセアン(ASEAN)に結集してTAC(東南アジア友好条約)に加盟しています。私たちはその北東アジアへの拡大を進めています。紛争があっても戦争はしないという立場は道理があり、中国も加盟する友好条約を目指すことが北東アジアの平和構築に不可欠と考えます。

政府は安倍内閣以来、「価値観外交」をすすめて、自由主義と専制主義の対立として、自由主義陣営の結束を重視しますが、こうした選別、分断でなく、国連憲章と国際法による国際の平和と友好の外交努力を包括して実行することが肝要だと思います。抑止力は相手方の抑止力で対抗されて、果てしない軍拡競争が展開され、軍需産業を肥えさせるだけです。

憲法は国際協調主義の立場で、一切の軍事力や戦争に係る条項をもちません。緊急事態条項がないのも欠陥ではなく、戦争などの緊急事態を想定せず、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保障しようと決意しました。平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うという、まさに、戦争の抑止は憲法9条による平和外交だと宣言しています。

政府は憲法尊重擁護義務を負い、平和友好の

外交努力に努めなければならないのは立憲主義のイロハであり、そうしないのは政府のサボタージュといえます。

4. 市民と野党の共同で大運動を展開しましょう。

人権連もAALAも人権や平和のための運動を続けていますが、現在の岸田内閣は対米従属の下で憲法違反の危険な悪政を数の力で進めています。こうした戦争する国づくりを支持する人は少数です。圧倒的多数は戦争に反対しており、世論調査はこれを示しています。そのため憲法を守り活かす勢力の大同団結が今求められています。

大軍拡と増税が確実に迫ることを多くの市民に伝え、戦争をこそ抑止しなければなりません。

市民と立憲野党の共同と民主団体が総力を結集して、政府の戦争政策に反対して、いのちとくらしを守る大運動に結集しなければならぬと思います。憲法改悪は戦争する国づくりの総仕上げといえます。憲法会議に結集した民主団体として役割を果たすために、奮闘する決意を新たにします。

いよいよ統一地方選挙です。民意を乱暴に踏みこむ政府に対し、地方の民意を示す機会で

す。戦前の選挙権獲得の努力を思い、主権者として、自由と権利を不断の努力で守りたい。民主的な地方自治を実現して、再び戦争の惨禍を蒙らないように地方から憲法を守れの声をあげ

なければならぬと思います。お互いに戦争反対の選挙にして、決して戦前とならないために力を出しましょう。

(よしむら しゅんいち)